

住宅等取得祝金事業 Q&A

Q1 取得とは、どのようなことですか？

A1. 新築または既存の建物を新たに自己の所有にすることです。

Q2. 申請はいつすればよいですか？

A2. 建物が取得または増築し、建物登記が完了してからです。

Q3. 申請できる期限はいつまでですか？

A3. 建物を取得または増築した日の年の翌年度末までです。

Q4. 建物の取得または増築年月日とは、いつをさしますか？

A4. 建物の登記事項証明書に記載された原因日をさします。

Q5. 住宅以外の別棟の車庫や倉庫を増築した場合でも、対象となりますか？

A5. 対象となりません。増築は、住んでいる建物の課税床面積を50㎡以上増加することです。

Q6. 「多世代」と「近居」は、どのような状態のことですか？

A6. 多世代は、直系の血縁関係にある3世代以上のことで、
近居は、市内にあるそれぞれの住宅が直線距離2km以内であることです。

Q7. 市外から転入してきて、多世代で同居または近居をします。祝金はいくらですか？

A7. 20万円です。祝金の額は要綱の表にあるうちのいずれかとなります。

Q8. 子どもの就学等の関係で、住宅取得前に実家等に先に転入してきました。対象となりますか？

A8. 住宅の取得または増築年月日より遡って1年以内に転入していれば対象となります。

Q9. 仕事等の関係で、住宅取得後に転入してきました。対象となりますか？

A9. 住宅の取得または増築年月日の年度終了後から1年間のうちに転入していれば対象となります。

Q10. 現在市内在住ですが、市外業者により住宅を取得しました。結婚により妻が市外から転入してきましたが、対象となりますか？

A10. 転入してきた方が取得物件の共有名義者であれば、対象となります。

Q11. 市内在住です。工事請負契約を結んだのは市外業者ですが、実際に工事したのは市内業者でした。対象となりますか？

A11. 対象となりません。工事請負契約業者が市内業者である必要があります。

Q12. 住民票を山口市から異動しないまま市外に住んでいましたが、市外業者の施工により山口市に家を建て、引っ越してきました。対象となりますか？

A12. 対象となりません。住民票の異動があった場合のみ対象となります。

Q13. 住宅を相続により取得し、転入しました。対象となりますか？

A13. 対象となりません。2親等以内の親族から取得した建物は対象となりません。